

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部市民課】

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化のほか住民に関する記録の適正な管理を図るため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 続柄、6 世帯主、7 本籍、8 筆頭者、9 前住所、10 住民となった年月日、11 住所を定めた年月日、12 住所を定めた届出年月日、13 個人番号、14 住民票コード、15 通称名、16 旧氏、17 改製日、18 転出先、19 転出予定日、20 転出届出年月日、21 備考	
記録範囲	久留米市に居住している者、久留米市に居住していた者	
記録情報の収集方法	本人、本人と同一世帯員、代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 久留米市市民文化部総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部市民課】

個人情報ファイルの名称	住居地届出ファイル	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	入管法上の規定にもとづき、中長期在留者等が一定期間滞在する場合においては住居地の届出をする必要があるため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 国籍・地域、6 在留カード番号、7 異動年月日、8 前住所	
記録範囲	住民基本台帳法第22条、第23条又は第30条の46に規定する届出をおこなった際に、在留カードを持参していなかった中長期在留者	
記録情報の収集方法	本人、代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	出入国在留管理庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 久留米市市民文化部総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部市民課】

個人情報ファイルの名称	住民票発行ファイル	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民票の写し等、住民の居住関係を公に証明する書類の交付をするため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5続柄、6世帯主、7本籍、8筆頭者、9前住所、10住民となった年月日、11住所を定めた年月日、12住所を定めた届出年月日、13個人番号、14住民票コード、15通称名、16旧氏、17改製日、18転出先、19転出予定日、20転出届出年月日、21備考	
記録範囲	住民票の写し等、住民の居住関係を公に証明する書類の交付申請書を提出したもの	
記録情報の収集方法	本人、本人と同一世帯員、代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 久留米市市民文化部総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部市民課】

個人情報ファイルの名称	戸籍ファイル	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもの	
記録項目	1 本籍、2 筆頭者、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 身分事項等	
記録範囲	届出による	
記録情報の収集方法	戸籍届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	福岡法務局久留米支局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 久留米市市民文化部総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を することができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が 含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月17日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部市民課】

個人情報ファイルの名称	戸籍証明書発行ファイル	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証する書類の交付をするため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 本籍、6 筆頭者、7 戸籍事項	
記録範囲	久留米市に本籍を置いている者	
記録情報の収集方法	本人、代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 久留米市市民文化部総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部市民課】

個人情報ファイルの名称	印鑑登録ファイル	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	久留米市印鑑条例にもとづき、印鑑登録申請をするため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 宛名番号、6 旧氏、7 印鑑番号、8 旧印鑑番号、9 印鑑登録状態、10 印鑑登録日、11 印鑑登録廃止日、12 印鑑登録廃止理由、13 印鑑照会登録日、14 印鑑照会登録回答期限、15 印鑑登録受付場所、16 本人確認書類、17 印鑑登録証明書発行状態、18 印鑑登録証明書発行停止日、19 印鑑登録証明書発行停止理由、20 印鑑登録証明書発行停止解除日、21 備考	
記録範囲	印鑑登録申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、保証人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 久留米市市民文化部総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部市民課】

個人情報ファイルの名称	印鑑登録証明書ファイル	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	久留米市印鑑条例にもとづき、印鑑登録証明書を交付するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 印影、5 備考	
記録範囲	印鑑登録証明書を発行申請した者	
記録情報の収集方法	本人、代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 久留米市市民文化部総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部市民課】

個人情報ファイルの名称	身分証明書ファイル	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	本籍地において、禁治産・準禁治産、後見登記、破産宣告の通知を受けていないことを公証するため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 本籍、4 筆頭者、5 禁治産・準禁治産の通知を受けていないこと、6 後見登記の通知を受けていないこと、7 破産宣告の通知を受けていないこと	
記録範囲	久留米市に本籍地を置いている者	
記録情報の収集方法	本人、代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 久留米市市民文化部総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部市民課】

個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード管理システム	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカードの交付状況等を管理するために利用する。	
記録項目	1 管理番号、2 申請書ID、3 宛名コード、4 氏名、5 カナ氏名、6 生年月日、7 住所、8 性別	
記録範囲	マイナンバーカード交付申請し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）でカード発行された者	
記録情報の収集方法	J-LISから送信されるカード発行情報リストデータ	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 久留米市市民文化部総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：2023年1月18日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部市民課】

個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード交付Web予約システム	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード交付の予約状況等を管理するために利用する。	
記録項目	1 管理番号、2 氏名、3 生年月日、4 予約日時、5 予約履歴	
記録範囲	マイナンバーカード交付申請し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）でカードを発行された者	
記録情報の収集方法	J-LISから送信されるカード発行情報リストデータ	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 久留米市市民文化部総務 (所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受け る組織の名称及び 所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を することができる 期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：2023年1月18日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部市民課】

個人情報ファイルの名称	申請者台帳（マイナアシスト、外部申請サポート、預かり）	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード交付申請を窓口で処理した状況等を管理するために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3申請日、4申請場所、5電話番号、6住所 ※5、6は不備があった者のみ	
記録範囲	市庁舎（支所、センター含む）及び携帯ショップでマイナンバーカード交付申請を行った者	
記録情報の収集方法	本人及び事務処理センター（携帯ショップ受付分）より送付の申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）久留米市市民文化部総務	
	（所在地）〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受け る組織の名称及び 所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を することができる 期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：2023年1月18日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部市民課】

個人情報ファイルの名称	コンビニ（戸籍証明書）ファイル	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末から戸籍証明書を取得するサービスを提供するため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5本籍、6筆頭者、7電話番号、8シリアル番号	
記録範囲	キオスク端末から申請をした者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）久留米市市民文化部総務	
	（所在地）〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部市民課】

個人情報ファイルの名称	コンビニ（住民票の写し・印鑑登録証明書）ファイル	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末から住民票の写し、印鑑登録証明書を取得するサービスを提供するため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5世帯番号、6宛名番号、7世帯識別番号、8旧氏、9印鑑番号、10印鑑登録状態、11個人番号カード状態、12個人番号カード交付日、13個人番号カード廃止日、14個人番号カード廃止理由、15シリアル番号	
記録範囲	キオスク端末から申請をした者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 久留米市市民文化部総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部市民課】

個人情報ファイルの名称	自動車臨時運行許可申請ファイル	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	自動車臨時運行許可証の発行及び返却管理のために利用する	
記録項目	1 許可番号、2 許可年月日、3 許可番号標番号、4 許可を受けた者の氏名又は名称、5 許可を受けた者の住所、6 車名、7 車台番号、8 運行期間、9 運行の目的、10 返納年月日、11 返納予定年月日、12 形状、13 運行の経路、14 返却日	
記録範囲	自動車臨時運行許可申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 久留米市市民文化部総務	
	(所在地) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日